

平成 1 1 年社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会規程第 5 号

社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会役員等の報酬及び手当に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会の役員、評議員、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く。）に対する報酬及び手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 本会の会長の報酬は、月額 5 0 , 0 0 0 円とする。

2 会長が本会の役員会、評議員会、各種委員会等の行事に出席したときは、月額の報酬をもって代えるものとする。

(手当)

第 3 条 役員会、評議員会、各種委員会等の構成員が役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、手当として日額 3 , 0 0 0 円を支給する。

2 監事が事業及び各会計の監査を実施したときは、前項の手当に加え監査手当として日額 5 , 0 0 0 円を支給する。

(旅費)

第 4 条 役員、評議員、各種委員等がその職務を遂行するために旅行したときは、本会旅費規程の規定により支給するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、承認の日から施行する。（令和元年 5 月 1 5 日制定）